

総理府令第 号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 小淵 恵三

排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令

排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令（平成五年総理府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「六年間」を「九年間」に改める。

附則別表の鉛及びその化合物の項中「〇・三」を「〇・二」に改め、同表のセレン及びその化合物の項の下欄中「一」及び「二」を「〇・五」に改める。

附 則

この府令は、平成十二年二月一日から施行する。